

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税賦課関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那賀町は、地方税賦課関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那賀町長

公表日

令和8年3月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課関連事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がないパンにや送付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 ・納税者からの申請に基づき、税情報から課税証明書、所得証明書を発行する。 <p>【特定個人情報ファイルを取扱う業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 納税者からの申告情報、届け出及び調査等による課税管理業務(個人町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税) 2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を収納管理業務 3. 滞納者情報による督促状送付や滞納整理を行う収納管理業務 4. 納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 <p>【事務処理の流れ】地方税その他の地方税に関する法律及び超条例に基づく町税の賦課徴収に関する事務であって、主務奨励で定めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う ②納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う ③番号法別表第二に基づき、情報ネットワークシステムと連携し、情報の照会及び提供をする ④必要に応じて納税者や申告書の内容を調査する ⑤②及び③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書を送付する ⑥①～④により課税した内容について納税者に納税通知書を送付する ⑦納税者が納付書により納付したことについて、金融機関等からの領収済み通知書により確認する ⑧納付額が課税額より多い場合は超過分を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する ⑨納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う ⑩⑨に係る納税証明書を交付する ⑪賦課情報に基づき、申請に応じて課税、所得、評価等の証明書を発行する ⑫納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する ⑬督促した納税者から納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う
③システムの名称	個人住民税システム、申告相談システム 固定資産税システム、軽自動車システム、国民健康保険税システム、収納システム、滞納管理システム、電子申告(eLTAX)システム、中間サーバ、統合宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、個人町県民税課税台帳情報ファイル、資産情報ファイル、固定資産税課税台帳情報ファイル、軽自動車情報ファイル、軽自動車税課税台帳情報ファイル、被保険者台帳情報ファイル、国民健康保険税課税台帳情報ファイル、納付情報ファイル、収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法（平成25年5月31日法律第27号） <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表24の項 ・第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> ・別表省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表 (別表における情報照会の根拠) 別表24の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	那賀町税務保険課
②所属長の役職名	税務保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那賀町(情報政策室)那賀郡那賀町和食郷字南川104-1 0884-62-1121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那賀町(税務保険課)那賀郡那賀町和食郷字南川104-1 0884-62-1121
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・破棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。(複数人での確認等)		
9. 監査			
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発		

<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>判断の根拠</p>	<p>漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	評価実施期間における担当部署	那賀町税務課 税務課長 後藤文峰	那賀町 税務保険課 税務保険課長		
	特定個人情報の開示・訂正利用停止請求	那賀町企画情報課	那賀町情報政策室		
	特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	那賀町企画情報課	那賀町税務保険課		
	関連情報 ① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	個人住民税システム、申告相談システム 固定資産税システム、軽自動車システム、国民健康保険税システム、収納システム、滞納管理システム	個人住民税システム、申告相談システム 固定資産税システム、軽自動車システム、国民健康保険税システム、収納システム、滞納管理システム、電子申告(eLTAX)システム、中間サーバ、統合宛名管理システム	事後	
令和8年3月23日	関連情報 ③ 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一項番16	1. 番号法（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項 別表24の項 ・第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第16条	事後	
令和8年3月23日	関連情報 ④ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法別表第二項番27、28	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）別表（別表における情報照会の根拠）別表24の項	事後	